建学発2000-第0031号
2000年3月14日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　殿

社団法人　日本建築学会
建 築 計 画 委 員 会
委員長　柏原　士郎

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

建築基準の性能規定化について、建築計画関連の専門委員会において検討を重ねてきましたが、その結果について別紙の通り要望します。

なお、パブリックコメント募集の主旨からは逸脱しますが、建設大臣が定める方法により安全性の検証を行なう場合や建設大臣の認定を受ける場合について、その具体的な評価方法や評価基準、適用範囲、具体的な手続きの方法等を早急に明らかにしていただき、施行令の改正直後から有効に機能するようにご配慮いただきますよう要望します。

この意見は学術委員会の承認を得て建築計画委員会の責任において表明します。

別紙

建築基準法施行令の一部改正に関する意見(1)

対象条文	意見
第 112 条 関連	第 8 項を除き、区画すべき床面積に関する規定に何ら改正がなされていないことは遺憾である。 本来政令においてすでに規定されているべきにも拘らず、現在に至るまで未制定の「消火栓、スプリンクラーその他の消火設備に関する技術的基準」に対する今後の処置と併せて、早急に性能規定化を推進すべきである。
第 126 条の 2 関連 (1)	現在、煙制御において主に用いられている手法は「煙の降下防止」と「遮煙」である。その両手法を適切に使い分けて計画を行うことは性能的に煙制御計画を行うには不可欠である。しかしながら今回の改正では、煙の降下防止の概念は全面的に採用されているが遮煙の概念は見当たらない。今後の性能評価に基づく煙制御計画手法の進展のためには遮煙の概念も積極的に採用すべきである。
第 126 条の 2 関連 (2)	第 1 項第五号において、「火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」としているが、劇場等では煙又はガスの高さだけでなく煙の希釈の概念を導入しないと、現状認められている計画が成立しない場合もある。その点についてどのように考えているか。
第 129 条 第 1 項 第二号 関連	「建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組み合わせによってしたもの」と規定しているが、試験により安全性が確認されたものについては、材料の組み合わせについて自由度を持たせるべきである。
第 129 条の 2 関連	第 3 項第一号において、各居室からの避難時間は、第一号に示されたイ(避難開始時間)、ロ(歩行時間)及びハ(出口通過時間)を合計して計算することとされているが、これらの単純合計で求めるのではなく、イに対して、ロ又はハのうち大なる値を合計して計算することとすべきである。また第四号の「当該階からの避難時間」の計算においてもイ、ロ及びハを単純に合計するのではなく、建築物の実態に応じた計算方法を示すべきである。 なお、同様の問題は、第 129 条の 2 の 2「全館避難安全検証法」についても当てはまる。 ＜理由＞ イ、ロ及びハの値をそれぞれ独立に求めて単純に合計すると理論上避難時間が重複して加算されるため、従来一般に行われてきた避難計算法にならうのが適当である。この場合、厳密には居室の形状や出口の状態によって、出口における滞留の開始までに数秒の時間差が生じることも考えられるが、これはイ(避難開始時間)の中に含まれると解すれば支障はないと考えられる。 なお、同条の検証において「安全率」的要素を加える必要があるとするならば、避難時間に理論上不明快な加算を行うのではなく、煙又はガスの降下高さにおいて余裕を見込む方法が適切と考えられる。

建築基準法施行令の一部改正に関する意見(2)

対象条文	意見
第129条の2の2 関連 (1)	第1項に、全館避難安全検証法により確かめられたものについては第112条第9項の規定は適用しないとあるが、いわゆるアトリウム空間(規定上は吹抜きとなっている部分。階段や昇降機の昇降路を含む場合もある。)について第112条第9項の適用を除外する際の全館避難安全検証法による検証は、当該建築物のうちアトリウム空間が係る階(当該部分で発生した火災が影響を及ぼす範囲)のみを対象として行えばよい、とすべきである。 ＜理由＞ 第112条第9項に規定されている、吹抜きとなっている部分(いわゆるアトリウム空間やその内部に存する局所的階段、昇降機の昇降路の部分など)については、必ずしも当該建築物のすべての階に係るものではなく、エントランスホール等避難階を含む数階程度の高さのものや、最上階のレストラン等において2・3階程度が吹抜きとなっているものなど、防火上他の階には何ら影響を及ぼすおそれのない形態があり得る。このような場合には、当該建築物の全階にわたる検証は必要ないと考えられる。
第129条の2の2 関連 (2)	全館避難安全検証法は、各階の各火災室ごとに全館避難安全性能を検証するようになっているが、これを一建物について行うには検証量が膨大になり、実質上大規模な建物に適用するのは無理ではないかと考えられる。検証手順、検証方法の簡略化、あるいは全館ではなく建物の部分に適用できるような方式にしていただきたい。
第129条の2の2 関連 (3)	全館避難安全検証法により確かめられた場合にあっても、第123条第1項第七号、第2項第三号及び第3項第十号(避難階段及び特別避難階段の直通性の規定)は適用除外とならないと解されるが、「屋外に開放され、かつ当該階より上階の在館者のすべてを収容するに足りる広さを持つ中間階は、第123条第1項第七号、第2項第三号及び第3項第十号の適用に関しては、避難階に準ずるものとみなす」こととすべきである。 ＜理由＞ 高層建築物におけるいわゆる「たて穴の煙突効果」による火災時の煙の上昇作用を減殺するため、屋外に開放されかつ上階の避難者の一時待機場所として必要な面積を有する避難拠点を高層建築物の中間階に設ける計画や、大規模競技場等において多数の避難者の円滑な流動を目的として設けられる避難デッキ等は、防災計画上極めて有効と考えられる。 この場合、上階からの避難階段(特別避難階段)を当該中間階またはデッキまで直通させ、当該部分から下階や地上にいたる避難階段は別途設置して「乗り換える」形となる。従来このような形態の避難階段及び特別避難階段は避難階までの直通を求めた規定に抵触するとみなされてきたが、高層建築物における火災性状等を勘案し、一定の条件を満たした避難階段及び特別避難階段については中間階における階段の乗り換えを認めるべきである。

建築基準法施行令の一部改正に関する意見(3)

対象条文	意見
第 129 条の 2 の 2 関連 (4)	全館避難安全検証法により避難安全性能が確かめられたものについては、第 112 条第 9 項(竪穴区画)が適用されないとしているが、竪穴区画の免除について上階延焼の検討を行なうことなく避難安全性のみで判断してよいのか。
第 129 条の 2 の 2 関連 (5)	第 3 項第二号のうち、ロに定められた「地上への出口」と、ハにある「地上に通ずる出口」との違いが不明確である。用語の意味するところが異なるならば、その旨明確に記述すべきである。
第 129 条の 13 の 3 関連	第 3 項の乗降ロビーの規定について、一定の条件を満たした場合には、一般の乗用エレベーターロビーとの兼用を認めるべきである。

以下の項目については、時代の推移により、法律が制定された当時に想定されていた建物に対して、著しく相違した建物が建設されるようになって、法令の規定内容が現在の建設状況にそぐわなくなっている。今回の改正を機に、併せて改正を図るべきである。

対象条文	意見
第 121 条 第 1 項 第五号イ 関連	一定の高さを超える共同住宅では、二方向避難を確保するためのバルコニーの設置基準について検討すべきである。 ＜理由＞ この規定を適用して、避難階段を1カ所しか持たない共同住宅で高さ 100m 近い施設が建設されている。就寝施設でもあることから、完全な二方向避難の確保が必要である。(建築防災計画評定でも内規を設けて、階段につながる連続バルコニーの設置などの指導がされてきた。)
第 126 条 第 2 項 関連	百貨店法が廃止されており、「百貨店」という言葉を「大規模店舗」あるいは「物品販売業を営む店舗」と改めるべきである。 ＜理由＞ 現在では、百貨店という業態の中で、店舗形式が多様化し、百貨店という言葉で一義的に店舗形式を定義できない。より明快な定義を求める。
第 126 条の 2 第1項 第二号 関連	学校を排煙設備を要しない建物としているが、排煙を設置すべき建物と改めるか、小・中学校等一部に限定して排煙不設置とするべきである。 ＜理由＞ 過去に比べ学校施設の装備は充実してきており、特に大学等では高層・超高層の校舎・研究棟なども建設されるようになっている。これらの施設は事務所等と比べて著しく出火の危険が低いとはいえない。